⑵　上記資産に係る国庫納付等の金額等

	国庫納付	地方公共団体への払戻し	合　計
帳簿価額	89,732,461円	38,081円	89,770,542円
国庫納付等年月	平成23年９月27日	平成23年９月27日	―
譲渡収入による現金納付等を行った資産に係る譲渡収入の額	127,613,844円	54,159円	127,668,003円
国庫納付等に当たり譲渡収入より控除した費用の額	412,374円	174円	412,548円
国庫納付等の額	127,201,470円	27,781円	127,229,251円
減資額	89,732,461円	31,879円	89,764,340円

※　帳簿価額については、不要財産の国庫納付等に係る厚生労働大臣への認可申請時点における金額であり、それぞれの出資割合に応じて算出した金額であります。

※　地方公共団体への払戻しの額及びそれに伴う減資額については、払戻し請求があった地方公共団体の出資持分に係る金額であります。

３．平成22年度中に譲渡を行った資産

平成22年度中の不要財産に係る譲渡取引による収入額については、独立行政法人通則法第46条の３に基づき、出資者である地方公共団体に対して、当該資産に係る出資持分額の払戻しを行っております。

なお、当該譲渡取引に係る国庫納付及び国庫納付に伴う減資については、平成23年３月31日に完了しております。

	地方公共団体への払戻し	
資産の種類及び概要	上記１及び２と同様	
地方公共団体への払戻し年月日	平成23年５月23日	平成23年７月11日
帳簿価額	5,228,803円	510,236円
譲渡収入による現金納付等を行った資産に係る譲渡収入の額	7,615円	125,134円
払戻しに当たり譲渡収入より控除した費用の額	208円	22,823円
地方公共団体への払戻しの額	3,211円	54,029円
減資額	3,127,690円	493,297円

※　帳簿価額については、不要財産の地方公共団体への払戻しに係る厚生労働大臣への認可申請時点における金額であり、地方公共団体の出資割合に応じて算出した金額であります。

※　地方公共団体への払戻しの額及びそれに伴う減資額については、払戻し請求があった地方公共団体の出資持分に係る金額であります。

〔減損損失関係〕

【減損の兆候に関する事項】

当事業年度における減損の兆候については以下のとおりです。

１．雇用促進住宅

⑴　兆候の対象資産及び経緯

用　途	種　類	場　所
雇用促進住宅	土地、建物等	北海道江別市外1,319箇所

雇用促進住宅の概要については、〔賃貸等不動産関係〕１．賃貸等不動産の概要を参照してください。

⑵　使用しなくなる日

各住宅の譲渡・廃止の時期は、今後譲渡交渉を進める中で決まっていくこととなります。

⑶　使用しなくなる日における帳簿価額、回収可能サービス価額及び減損額の見込額

雇用促進住宅（当事業年度末帳簿価額：土地221,107,742,744円、建物等152,498,320,282円）については、譲渡・廃止の条件・時期が個別に決定するまでは回収可能サービス価額及び減損額の見込額を算出することができません。

２．職員用宿舎

⑴　兆候の対象資産及び経緯

用　途	種　類	場　所
職員用宿舎	土地、建物等	北海道旭川市外278箇所

「独立行政法人整理合理化計画」（平成19年12月24日閣議決定）により、保有する職員宿舎については、すべて構造・耐用年数にかかわらず整理を進め、平成23年度末までに設立時と比して４割を超える施設の廃止を行い、また、木造宿舎については、最終的に原則廃止とすることとされております。

当機構では、職員宿舎の着実な整理を進めることにより、平成23年度９月末において設立時と比して４割を超える施設の廃止を行っております。

⑵　使用しなくなる日

各宿舎の廃止の時期は、今後整理を進める中で決まっていくこととなります。

⑶　使用しなくなる日における帳簿価額、回収可能サービス価額及び減損額の見込額

職員用宿舎（当事業年度末帳簿価額：土地10,236,702,953円、建物等5,695,259,183円）については、廃止の時期が個別に決定するまでは回収可能サービス価額及び減損額の見込額を算出することができません。

３．職業能力開発総合大学校

⑴　兆候の対象資産及び経緯

用　途	種　類	場　所
職業訓練指導員を養成するための訓練等の実施に使用してきた不動産	土地、建物等	神奈川県相模原市

職業能力開発総合大学校については、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」（平成22年12月７日閣議決定）により平成25年度以降に譲渡・廃止することとされております。

当機構では、譲渡に向けて業務を進めているところです。